

学校における働き方改革基本方針

令和4年4月1日～令和7年3月31日

令和4年4月改定

埼玉県教育委員会

目 次

学校における働き方改革の推進 教育長メッセージ	1
「学校における働き方改革基本方針」の概要	2
1 「学校における働き方改革基本方針」の更新に当たって	3
2 本「基本方針」の考え方	9
3 県立学校における目標達成に向けた四つの視点と具体的取組（詳細）	13
(1) 教職員の負担軽減のための条件整備【重点】	13
○教育条件整備を国に要望 ○県として行う教育条件整備	
○専門職員の配置	
(2) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減【重点】	15
○教育委員会が主催する研修及び会議の見直しによる縮減	
○学校への調査や県教育委員会による訪問等の縮減の推進	
○教職員の専門性の観点から優先順位を付けて業務を削減	
(3) 教職員の健康を意識した働き方の推進	17
○週休日の振替や休暇等を安心して確実に取得できる職場環境の推進	
○労働安全衛生法に基づく職場改善 ○教職員の健康管理の推進	
(4) 保護者や地域の理解と連携の促進	19
○教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進	
○「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定の推進	
○「埼玉県の一部活動の在り方に関する方針」の運用	
4 小・中学校等における目標達成に向けた四つの視点と具体的取組（詳細）	20
(1) 教職員の負担軽減のための条件整備【重点】	20
○教育条件整備 ○専門職員の配置	
○業務の効率化の推進	
(2) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減【重点】	21
○県教育委員会が主催する研修及び会議の見直しによる縮減	
○学校への調査等の縮減の推進	
○関係団体等が主催する大会、コンクール等の縮減の要請	
○デジタルツールの活用推進による業務削減・業務改善	
○埼玉県業務改善スタンダードの周知・活用と各学校における取組の推進	
(3) 教職員の健康を意識した働き方の推進	23
○週休日の振替や休暇等の取りやすい職場環境の整備	
○教職員の健康管理の推進 ○労働安全衛生法に基づく職場改善	
(4) 保護者や地域の理解と連携の促進	24
○教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進	
○「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定の推進	
○「埼玉県の一部活動の在り方に関する方針」の推進	

学校における働き方改革の推進 教育長メッセージ

私は、教育長就任時に、「働き方改革」を最重要課題の1つとして掲げました。それは、子供たちにより良い教育を行うためには教職員自身が心身ともに健康であることが不可欠だからです。教職員が心身ともに健康で充実した日々を送ることができるからこそ、新しいことにチャレンジしたり自己研鑽に励んだりするなど、意欲を持って職務に専念できるようになり、その結果、学校は、教育活動の質が高まり子供たちにとってより楽しく魅力あふれる場になるものと考えます。

また、本県においても教員採用選考試験の倍率が低下傾向にあり、教員の質の確保という観点からも働きやすい環境を整える必要があります。

このようなことから、県では、令和元年度に策定した「学校における働き方改革基本方針」（以下「前『基本方針』」という。）に基づき、積極的に取組を進めてきたところですが、一定の改善は見られるものの、令和3年度末においても前「基本方針」の目標（時間外在校等時間 原則 月45時間以内、年360時間以内）の達成には残念ながら至っておりません。

そのため、今回改定した「学校における働き方改革基本方針」（以下「新『基本方針』」という。）には、「『日本一働きやすい』『埼玉の先生になりたい』と言われる埼玉県を目指して」を本県の目指す教職員の働き方として新たに打ち出し、それに向けた実効ある取組を位置付けたところです。

取組の策定に当たっては、前年度に実施した「勤務実態調査」の結果を基に、子供と直接関わらない執務時間を縮減するためのデジタルツールの活用など、これまでにない取組を位置付けたところです。

また、県・市町村と学校が一体となって働き方改革に取り組むことで、より実効あるものとなることから、教職員に取り組んでいただきたい本県独自の内容も位置付けました。校内の働き方改革の推進について、御理解・御協力をお願いします。

結びになりますが、教職員が毎日元気に生き生きと子供たちの教育活動に当たり、子供たちにより一層効果的な教育活動を行えるよう、保護者や地域の皆様の御理解・御協力もいただきながら、新「基本方針」に基づいた取組を全力で推進してまいります。

令和4年4月

埼玉県教育委員会教育長

高田直芳

1 目的 働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る

2 本県の目指す教職員の働き方

「日本一働きやすい」「埼玉の先生になりたい」と言われる埼玉県を目指して
～「効率的で効果的な教育」「多様なワークライフスタイル」「未来の自分への投資時間の確保」の実現～

3 現状と課題

- ・ 時間外在校等時間 月45時間超、年360時間超の教員数の割合が高い
- ・ 勤務時間外に、「授業準備」、「部活動等（中学校・高校）」の時間がある
- ・ 勤務時間内に、「子供と直接関わらない「その他事務（書類作成・調査回答等）」等」が一定時間存在する
なお、勤務時間内に一定時間存在している「会議・打合せ」については、子供と関わる内容も含まれる
- ・ 小・中学校及び特別支援学校では、週当たりに担当する授業時数が多い
- ・ 週休日に、「部活動等（中学校・高校）」をはじめとした従事時間がある
- ・ 多くの教職員が四つの視点のうち「教職員の負担軽減のための条件整備」及び「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」の充実を必要と考えている

4 目標

時間外在校等時間 月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を
令和6年度末までに 100%に

5 目標達成に向けた四つの視点(県、市町村、学校が一体となって取り組む)

- 【重点】(1) 教職員の負担軽減のための条件整備
- 【重点】(2) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
- (3) 教職員の健康を意識した働き方の推進
- (4) 保護者や地域の理解と連携の促進

6 フォローアップ

- (1) 「勤務管理システム」、「ＩＣカード」等、客観的な在校時間の把握による各学校での教職員の健康管理への活用
- (2) 「多忙化解消・負担軽減検討委員会」からの意見聴取
- (3) 教育局職員による「フォローアップ委員会」での取組状況の評価・改善

1 「学校における働き方改革基本方針」の更新に当たって

(1) 国及び本県のこれまでの取組

埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）では、働き方改革を推進し、多忙化解消・負担軽減を確実に進め、学校教育の質の維持向上を図るために、令和元年9月に「学校における働き方改革基本方針」（以下「前『基本方針』」という。）を3年間の方針として策定した。目標を「教員の在校等時間の超過勤務の上限を『公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（文部科学省）』（以下「ガイドライン」という。）で規定された『原則 月45時間以内、年360時間以内』とする」とし、目標達成に向けた四つの視点として「教職員の健康を意識した働き方の推進」、「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」、「教職員の負担軽減のための条件整備」及び「保護者や地域の理解と連携の促進」を定め、働き方改革を推進してきたところである。

その後、令和2年1月に文部科学大臣より、「ガイドライン」を法的根拠のある「指針」に格上げする形で「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）が定められた。「指針」には、時間外在校等時間の上限時間や、教育委員会が講ずべき措置として所管に属する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めること等が規定された。県教育委員会は、このことを踏まえ、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」（以下「勤務時間条例」という。）及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」（以下「勤務時間規則」という。）を改正し、教育職員の業務量の適切な管理等について教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うものとすることや、教育職員の在校等時間について定義し、時間外在校等時間の上限について規定したところである。

また、令和2年4月には、全県立学校において「勤務管理システム」を本格稼働させ、システムによって把握した在校時間のデータを活用することにより、教職員の健康管理や負担軽減を図ってきたところである。

前「基本方針」の策定後、県教育委員会では、働き方改革の取組を着実に実施するために、東京大学大学院教育学研究科の勝野正章教授を委員長とし、校長会、体育連盟、文化連盟、PTA、職員団体等で構成する「多忙化解消・負担軽減検討委員会」において、年に複数回、前「基本方針」の目標達成状況や、具体的取組の評価・検証について意見聴取を行うとともに、教育局職員による「フォローアップ委員会」においても評価・検証を行ってきたところである。

しかしながら、前「基本方針」の最終年度である令和3年度においては、平成28年度の調査時から一定程度の改善が見られたものの目標達成には至らなかったことから、これまでの取組を評価・検証し、実効性ある多忙化解消・負担軽減に向けた前「基本方針」の更新が必要となった。

このことから、令和3年度は、公立小・中学校（さいたま市を除く各市町村から小中学校1校ずつ無作為抽出）及び全県立学校を対象に「教職員の勤務実態に係る調査」

（以下「勤務実態調査」という。）を実施し、まず、教職員の勤務の実態（勤務時間内外の状況等）を詳細に把握し分析を行った。その分析を踏まえ、「フォローアップ委員会」で前「基本方針」の評価・検証を重ね、「多忙化解消・負担軽減検討委員会」の意見聴取も行いながら、前「基本方針」の更新（以下「本『基本方針』」という。）を行ったところである。以下に、その評価・検証と本「基本方針」の内容について示す。

(2) 教職員の勤務実態の現状と「学校における働き方改革基本方針」の評価・検証

ア 教職員の勤務実態の現状

＜「勤務管理システム」、「ＩＣカード」等から＞

「勤務管理システム」、「ＩＣカード」等で把握した教育職員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりである。

- 令和３年６月の教育職員における時間外在校等時間の状況（平成２８年度同月比）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
月４５時間超	６１．８％ (７６．７％)	６９．３％ (７９．６％)	４１．１％ (６０．１％)	２４．３％ (３６．６％)
月８０時間超	１２．５％ (２２．８％)	２５．７％ (３０．５％)	９．４％ (２７．９％)	２．８％ (５．７％)

※ カッコ内は、平成２８年６月実施の勤務状況調査の結果。当時は、時間外在校等時間の概念がなく算出の方法が異なるため参考値となる。

- 令和２年度１年間の教育職員における時間外在校等時間の状況

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
年３６０時間超	６７．０％	６８．７％	４０．５％	２４．６％

→ 平成２８年度の調査時から一定程度の改善が見られたものの、時間外在校等時間 月４５時間超、年３６０時間超の教員数の割合が高い

＜「勤務実態調査」から＞

公立小・中学校（さいたま市を除く各市町村から小・中学校１校ずつ無作為抽出）及び全県立学校のフルタイム教職員を対象に、連続する７日間の正規の勤務時間内外の執務内容及びその従事時間を記録（３０分単位）する等の「勤務実態調査」を実施した。

◎ 平日１日当たりの在校中の平均従事時間

〔小・中学校〕

【校長】

- 校長は全文書等の最終決裁者であり、校内調整の全般に関わることから、「その他事務（書類作成等）」、「会議・打合せ」の順に従事時間が長い。
- 「登下校指導等」への従事時間が小学校で５２分、中学校で２５分となっており、他の職種と比較しても長い。

【教頭】

- 教頭の在校等時間が最も長くなっており、小学校で１２時間４分、中学校で１１時間２４分となっている。
- 「その他事務（書類作成等）」への従事時間が約７時間と一番長く、次に「会議・打合せ」への従事時間が長くなっている。この２項目だけで約８時間となり、１日に割り振られた勤務時間の７時間４５分を超過している。

【主幹教諭】

- 小学校においては、教頭に次いで在校等時間が長く、11時間15分となっている。
- 中学校においては部活動等への従事時間も47分となっており、教諭等に次いで部活動等への従事時間が長い。
- 「その他事務（書類作成等）」、「授業」の順で従事時間が長くなっており、特に小学校ではこの2項目だけで約7時間となっている。

【教諭等】（教諭、助教諭及び講師）

- 「授業」への従事時間が最も長く、特に小学校では約5時間と長くなっている。
- 中学校においては、教頭に次いで在校等時間が長く、11時間10分となっている。
- 30分以上従事している項目が6項目と他の職種と比較して仕事の内容が多岐に渡っている。
- 中学校においては、部活動等への従事時間が52分となっており、全職種の中で一番長い。

【養護（助）教諭】

- 「その他事務（書類作成等）」への従事時間が一番長く、他の職種と比べると「個別の面談等」への従事時間が長い。
- 「コロナ対応業務（消毒等）」へ従事している時間が20分以上となっている。

【栄養教諭】

- 業務内容の特性から、「その他事務（書類作成等）」の割合が最も高くなっている。
- 小学校においては、「コロナ対応業務（消毒等）」へ従事している時間が10分以上となっている。

〔県立学校〕**【校長】**

- 校長は全文書等の最終決裁者であり、校内調整の全般に関わることから、「その他事務（書類作成・調査回答等）」、「会議・打合せ」の順に従事時間が長い。
- この2項目の合計だけで1日に割り振られた勤務時間の大半を占める約7時間となっている。

【副校長・教頭】

- 「その他事務（書類作成・調査回答等）」、「会議・打合せ」の順に従事時間が長く、この2項目の合計だけで1日に割り振られた勤務時間の7時間45分を超過している。

【主幹教諭】

- 教諭等より、「会議・打合せ」の従事時間が長い。
- 高校（県立伊奈学園中を含む。以下「勤務実態調査」の項目においては、「高校」と表わすこととする）の全ての職種のうち、「休憩・補食等」の時間が最も短い。
- 特別支援学校の場合、高校より「その他事務（書類作成・調査回答等）」の従事時間が長い。

【教諭等】（教諭、助教諭及び講師）

- 「30分以上従事している業務」は多岐に渡っている。

- 最も従事時間が長いのは「授業」であり、次に「授業準備」となっており、この2項目の合計だけで約5時間となっている（高校においては、「授業」と「授業準備」が同じ従事時間）。
- 特別支援学校の全ての職種のうち、「休憩・補食等」の時間が最も短い。

【養護（助）教諭】

- 「個別の面談等」、「その他事務（書類作成・調査回答等）」、「その他」の従事時間が長い。
- この3項目の合計だけで5時間以上となっている。
- ※ 調査に当たって、養護（助）教諭の多くが、「児童生徒の個別相談や応急処置等」を「個別の面談等」、「保護者との対応」を「保護者・PTA活動対応」、「保健だより作成及び健康観察結果の整理」を「その他事務（書類作成・調査回答等）」として回答。

【実習教諭】

- 高校の場合、他の職種と比較して、「授業準備」の従事時間が最も長い。
- 特別支援学校の場合、他の職種と比較して、「授業」の従事時間が最も長い。

【（主任）実習助手】

- 他の職種と比較して、「会計処理」の従事割合が高い。
- 「その他事務（書類作成・調査回答等）」の従事時間は、教諭等より長い。
- ※ 調査に当たって、（主任）実習助手の多くが、「実験・実習の際の教員の補助」を「授業」、「実験、実習教室、実習用具の準備等」を「授業準備」として回答。

【栄養教諭】（特別支援学校のみ）

- 業務内容の特性から、「その他」の割合が最も高く、「行政・関係機関対応」も、他の職種と比較して顕著となっている。
- ※ 調査に当たって、栄養教諭の多くが、「調理」を「その他」、「発注及びそれに係る業務」を「行政・関係機関対応」、「献立作り」を「その他事務（書類作成・調査回答等）」として回答。

【（主任）寄宿舎指導員】（特別支援学校のみ）

- 業務内容の特性から、「生徒指導（集団）」が他の職種と比較して顕著となっており、「会議・打合せ」と「その他事務（書類作成・調査回答等）」の合計も3時間以上となっている。
- ※ 調査に当たって、（主任）寄宿舎指導員の多くが、「児童生徒の個別の対応等」を「個別の面談等」、「寄宿舎の清掃」を「その他事務（書類作成・調査回答等）」として回答。

◎ 「勤務実態調査」結果の概要

「勤務実態調査」結果から、以下の概要が分かった。

- 勤務時間外に、「授業準備」、「部活動等（中学校・高校）」の時間がある
- 勤務時間内に、子供と直接関わらない「その他事務（書類作成・調査回答等）」等が一定時間存在する。なお、勤務時間内に一定時間存在している「会議・打合せ」については、子供と関わる内容も含まれる
- 小・中学校及び特別支援学校では、週当たりに担当する授業時数が多い
- 週休日に、「部活動等（中学校・高校）」をはじめとした従事時間がある
- 多くの教職員が、四つの視点のうち、「教職員の負担軽減のための条件整備」及び「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」の充実を必要と考えている

※ 詳細な分析については、『令和3年度 埼玉県小・中学校働き方改革に関する実態調査』調査報告書』及び『令和3年度 教職員の勤務実態に係る調査』調査報告書（県立学校）」を参照。

イ 前「基本方針」の評価・検証

前「基本方針」に基づいて取組を進めてきたところであるが、「ア 教職員の勤務実態の現状」からもわかるとおり、最終年度である令和３年度においても、目標達成（時間外在校等時間 月４５時間以内、年３６０時間以内）には至っていない状況であった。詳細については後述する。

前「基本方針」においても一定の成果は上げてきたところであるが、さらにその取組を加速させ、多忙化解消・負担軽減を確実に進めなければならない。

したがって、時間外在校等時間 月４５時間以内、年３６０時間以内の目標を、本「基本方針」の３年の期間内（令和６年度まで）で、必ず達成するという認識を県教育委員会で共有し、抜本的な多忙化解消・負担軽減に向け前「基本方針」の見直しを検討することとした。

(3) 前「基本方針」の評価・検証及び「勤務実態調査」を踏まえた本「基本方針」の具体的取組の検討

１(２)イの「前『基本方針』の評価・検証」を踏まえ、教育局職員による「フォローアップ委員会」において、前「基本方針」の具体的取組の評価・検証を行い、本「基本方針」の具体的取組内容について検討を重ねてきた。また、有識者等で構成する「多忙化解消・負担軽減検討委員会」からの「評価・検証方法」の意見も踏まえ、具体的取組の評価・検証については、予定どおりに取組を進めていることだけをもっての評価とはせず、時間外在校等時間の縮減や休暇日数の増加、教育的効果があったか等、可能な限り客観的要素を用いて自己評価を行ったところ、結果は下表のとおりになった。

	評価の基準（以下のどちらか）		評価結果	
	各取組の達成度	平成３０年度時のデータとの比較	県立学校（全５４項目）	小・中学校等（全４１項目）
○：成果が上がった	８０％以上達成	上昇（２０％以上増）	３３項目（６１％）	２７項目（６６％）
△：やや成果が上がった	６０％以上達成	やや上昇（１０％以上増）	１３項目（２４％）	１３項目（３２％）
▲：成果が見られない	それ以外	それ以外	８項目（１５％）	１項目（２％）

評価が「▲」または「△」であるものについては、可能な限り具体的取組について再検討し、実効ある多忙化解消・負担軽減の取組へと更新することとした。また、評価が「○」の場合は、引き続き、取組を継続することとするが、必要に応じて内容の修正を行った。

また、「勤務実態調査」結果の分析も踏まえながら、本「基本方針」から新たにどのような取組を行うと実効性があるのかについて検討を行った。

具体的には、勤務時間外に「部活動等」の従事があることから、「ノ一部活デー」の設定や、小・中学校等における「始業前の活動の見直し」などについて検討した。また、勤務時間内に「会議・打合せ」、「その他事務（書類作成・調査回答等）」等が一定時間存在することから、児童生徒や保護者との関わりの低い業務について効率化に係る取組を検討した。小学校では、週当たりに担当する授業時数が多いことから、専科指導加配の充実・専科指導に係る非常勤講師の新設について検討した。

なお、具体的取組として盛り込む内容に当たっては、児童生徒や保護者との直接の関わりの観点、後述する学校の教育力を高めるためのチームワークづくりを尊重した学校運営の観点に留意しながら精査を行った。

さらに、「勤務実態調査」やＩＣカード等の傾向などから、各校種において実践事例集（「埼玉県業務改善スタンダード」）をまとめた。

ア 前「基本方針」から更新した具体的取組の内容（一部）

以下は、前「基本方針」から更新した具体的取組の内容の一部である。右欄の期待される効果については、☆の数が多いほど、時間外在校等時間の縮減が期待できる、または、多くの教職員に影響するものとしている。

前「基本方針」から見直し・更新を行った取組

視点	前「基本方針」	□成果・■課題	評価 ○△▲	前「基本方針」から見直し・更新を行った取組	期待される効果 (☆小～☆☆大)
【重点点】	教職員の負担軽減のための条件整備	(高) 部活動指導員について、モデル事業の状況を踏まえ配置拡充努力 □ 充てがわれている教員と学校全体の平均時間外在校等時間(R2.9)が削減 ■ 配置拡大に向けた予算確保	○	(高) 部活動指導員を拡充 (R3)12名→(R4)20名	☆☆
		(中) 部活動指導員について、市町村の要望を踏まえ増員努力 □ 配置 (H30)3市12校→(R3)18市町60校 □ 単独指導時間：過当たり1.6時間(R2) ■ 人材確保	△	(中) 市町村の要望を踏まえ部活動指導員を拡充 (R3)108名分確保、77名配置 →(R4)108名分確保、前年度以上の配置	☆☆
		(小中) スクール・サポート・スタッフの配置支援 □ 時間外在校等時間が週66分縮減 (R3.1とR2.1を比較) □ 配置拡大 (H30)24市町179校→(R3)35市町361校	○	(小中) 教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)を拡充 (R3)35市町361校 →(R4)36市町417校	☆☆☆
	教職員の業務量の削減	新たな施策、調査等を実施する場合は、スクラップアンドビルドを原則 □ (R1)ビルド11、スクラップ23 (R3)ビルド20、スクラップ25 ■ ビルドに対しスクラップを実施	▲	・各課でスクラップアンドビルドの原則 各課で毎年2のスクラップ ・各学校においても、教育効果を踏まえながら取り組み	☆☆☆
	教職員の働き方改革の推進	(高特) 「勤務管理システム」のデータに基づく適切な措置 □ 業務の偏りの解消等に活用 ■ 更なる効果的な活用	△	時間外在校等時間のデータ傾向把握により、必要に応じて健康管理の観点等から学校を支援	☆
5	保護者や地域の理解と連携	(高特) 学校の部活動に係る活動方針 →生徒・保護者へ丁寧な説明 →教育目標・目指す学校像・各学校の状況に応じて柔軟に対応できるよう配慮 □ ■ 1週当たりの休業日1日未満の部活動の割合 (R3)平日7.1% 休業日10.7% □ 高校平均活動時間 (H30・運動部) → (R3・運動部・文化部) 平日：121分 平日：104分 休業日：166分 休業日：147分	△	(高特) ・「学校の部活動に係る活動方針」の厳守を指導 ・必要に応じて個別にフォローアップ ・学校は、生徒・保護者へ丁寧に説明した上で厳守	☆☆
		(中) 部活動の在り方に関する方針 →生徒・保護者に対し意義について丁寧に説明を行うよう市町村へ働き掛け □ 中学校平均活動時間 (H30・運動部) → (R3・運動部・文化部) 平日：101分 平日：57分 休業日：186分 休業日：158分	△	(中) ・教職員の心身のバランスの取れた生活を推進するため、生徒・保護者に「学校の部活動に係る活動方針」の意義を丁寧に説明した上で厳守を市町村に働き掛け ・課題の見られる市町村をフォローアップ	☆☆

イ 本「基本方針」から新規に取り組む内容（一部）

本「基本方針」から新規に取り組む内容の一部を以下に示す。

本「基本方針」の新規取組

視点	新規追加理由	本「基本方針」の新規取組	期待される効果 (☆小～☆☆大)
【重点点】	教職員の負担軽減のための条件整備	(高特) 指導用端末の整備(R4～R6の3か年で全校整備) →ツールとしてICTを効果的に活用し、個別最適な学びの実現とともに教員の負担軽減に資する業務の効率化	☆☆☆
		(小) 専科指導に係る非常勤講師新設と専科指導加配拡充 (令和4年度の加配は令和3年度と比べ増加予定)	☆☆☆
		(高) デジタル採点システムの研究(R4)10校	☆
	教職員の業務量の削減	実践事例集(「埼玉県業務改善スタンダード」)を周知・活用	☆☆☆
		(小中) 始業前の活動(部活動の朝練習を含む)の見直し	☆☆☆
6	教職員の働き方改革の推進	県主催会議等をオンライン実施(50%以上)	☆
		各校の状況を踏まえ「退校時間」を設定 退校時間に対する意識を高め、教職員の健康管理を図る	☆☆☆
8	保護者や地域の理解と連携	(高特) 既存の組織等を活用した地域ボランティアの支援により教職員の負担を軽減 (小中) 学校運営協議会において学校の働き方改革について共通理解し、学校・家庭・地域のより一層の支援・協力体制の構築	☆☆☆
		電話機能整備・学校保護者間連絡ツール(仮称)の活用	☆☆

2 本「基本方針」の考え方

(1) 目的

働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る

時間外在校等時間の状況については、1(2)アの「教職員の勤務実態の現状」にあるとおり、前「基本方針」策定前の平成28年度の調査結果からは一定の改善傾向が見られたものの、前「基本方針」の最終年度である令和3年度においても、目標達成には至っていない。

教員が健康を害すれば、その家族や子供たちへの影響は計り知れない。毎日健康で子供たちの前に立ち、未来を生き抜くために必要な力を育むためにも、教員が授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に全力で専念することで、学校教育の質の維持向上を図る必要があることは、前「基本方針」策定時と変わりはない。

このため、本「基本方針」の目的を、前「基本方針」と同様、実効ある多忙化解消・負担軽減を確実に進めるために、「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る」としている。

(2) 本県の目指す教職員の働き方

「日本一働きやすい」「埼玉の先生になりたい」と言われる埼玉県を目指して
～「効率的で効果的な教育」「多様なワークライフスタイル」「未来の自分への投資時間の確保」の実現～

本「基本方針」では、本項目は、新たに追加したものであり、多忙化解消・負担軽減を進め学校教育の質の維持向上を図る上で、本県が目指す教職員の働き方を示したものである。

これは、本「基本方針」の取組を着実に進めることで、負担軽減に資するデジタルツールの活用等による「効率的で効果的な教育」、コロナ禍によって自宅勤務など多様になった働き方や仕事と育児等の両立といった「多様なワークライフスタイル」、働き方改革により自身の資質向上のための「未来の自分への投資時間の確保」が実現され、「日本一働きやすい」「埼玉の先生になりたい」と言われる埼玉県を目指すものである。

(3) 現状と課題

- 時間外在校等時間 月45時間超、年360時間超の教員数の割合が高い
- 勤務時間外に、「授業準備」、「部活動等（中学校・高校）」の時間がある
- 勤務時間内に、「子供と直接関わらない「その他事務（書類作成・調査回答等）」等が一定時間存在する。なお、勤務時間内に一定時間存在している「会議・打合せ」については、子供と関わる内容も含まれる
- 小・中学校及び特別支援学校では、週当たりに担当する授業時数が多い
- 週休日に、「部活動等（中学校・高校）」をはじめとした従事時間がある
- 多くの教職員が四つの視点のうち、「教職員の負担軽減のための条件整備」及び「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」の充実を必要と考えている

この内容は、1(2)アの「教職員の勤務実態の現状」に示した内容や「勤務実態調査」の詳細な分析から明らかになった小学校、中学校、高校及び特別支援学校の現状をまとめたものである。この内容や前「基本方針」の評価・検証も踏まえ、次の(4)に示している「目標」を必ず達成した上で、学校教育の質の維持向上を図ることを目的として、実効ある多忙化解消・負担軽減の具体的取組を策定している。

(4) 目 標

時間外在校等時間 **月45時間以内、年360時間以内**の教員数の割合を
令和6年度末までに **100%**に

前「基本方針」では、「教員の在校等時間の超過勤務の上限を『原則 月45時間以内、年360時間以内』とする」としていたところであるが、目標の確実な達成に向けて、本「基本方針」では、「原則」を削除し、実効ある多忙化解消・負担軽減を全力で進めていく。また、「指針」、「勤務時間条例」及び「勤務時間規則」を踏まえ、「在校等時間の超過勤務」を「時間外在校等時間」に改めている。この目標を3年後、小学校、中学校、高校及び特別支援学校でしっかり達成できることを念頭に、(5)の「目標達成に向けた四つの視点」を検討している。

<在校等時間>

$$\boxed{\text{在校等時間}} = \boxed{\text{①在校している時間}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{②校外において職務として行う} \\ \text{研修や児童生徒等の引率等の} \\ \text{職務に従事している時間} \\ \text{③各地方公共団体が定める} \\ \text{テレワークの時間} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{④勤務時間外における} \\ \text{自己研鑽及びその他業務外の時間} \\ \text{（※自己申告による）} \\ \text{⑤休憩時間} \end{array}}$$

<時間外在校等時間>

$$\boxed{\text{時間外在校等時間}} = \boxed{\text{在校等時間}} - \boxed{\text{所定の勤務時間}}$$

- ①… 学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出る時間までの時間
- ②… 職務として行う研修とは、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修といった法定研修のほか、県教育委員会主催の研修等、職務命令により参加する各種の研修が含まれる。ただし、職務専念義務を免除されて行う研修（いわゆる「職専免研修」）は、ここでいう「職務として行う研修」には含まれない。
職務として行う児童生徒等の引率等とは、校外学習や修学旅行の引率業務、勤務時間内の部活動の競技大会・コンクール等への引率業務のほか、所定の勤務時間外の部活動の練習試合等への引率業務等が含まれる。このほか、児童生徒等の家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打合せ等が挙げられる。
- ③… 「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱」に規定する「自宅勤務」の時間を指している。
- ④… 自己研鑽の時間とは、上司からの指示や児童生徒・保護者等からの直接的な要請等によるものではなく、日々の業務とは直接的に関連しない、業務外と整理すべきと考えられる自己研鑽の時間を指している。
その他業務外の時間とは、所定の勤務時間の前後における時間のうち、業務とはみなされない活動を行った時間のことを指している。

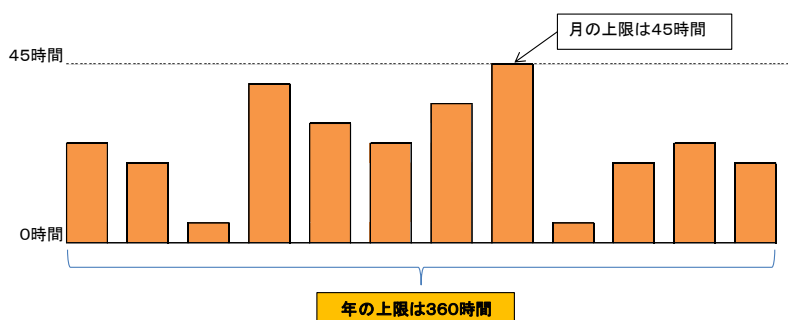
(参考)

行政職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

(その他)

- ※ 自宅等に持ち帰って業務を行った時間については、在校等時間には含まれない。
- ※ 週休日や休日等の業務も、校務として行っている勤務の時間については在校等時間に含まれる。

時間外在校等時間 月 45 時間以内、年 360 時間以内の教員数の割合を令和 6 年度末までに 100%とする。



なお、行政職員等（事務職員等、技術職員、技能職員及び学校栄養職員）については、いわゆる「36協定」を締結する中で「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に定める時間外労働の規制及び「勤務時間条例」、「勤務時間規則」等の上限規制が適用される。

この目標達成に向け、総合的な取組を行うことにより、多忙化解消・負担軽減を確実に進め、全ての本県公立学校における在校等時間の長時間化の改善を図ることとする。

(5) 目標達成に向けた四つの視点(県、市町村、学校が一体となって取り組む)

- ア **【重点】** 教職員の負担軽減のための条件整備
- イ **【重点】** 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
- ウ 教職員の健康を意識した働き方の推進
- エ 保護者や地域の理解と連携の促進

教職員は、学習指導、児童・生徒指導、進路指導、学級経営、学校運営業務等の学校が担うべき業務のほか、その関連業務についても範囲が曖昧なまま行っている実態があり、これらの業務の中には、必ずしも教職員が担う必要のない業務が含まれている。

「(4) 目標」達成のためには、教職員定数の改善等の教育条件の整備、教職員の専門性を踏まえ子供に直接関わる教育活動に優先順位をつけて業務を削減することや、教職員の健康管理を意識した働き方や保護者や地域の理解・連携が不可欠である。このことから、前「基本方針」において、「教職員の負担軽減のための条件整備」、「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」、「教職員の健康を意識した働き方の推進」及び「保護者や地域の理解と連携の促進」の四点を目標達成のための視点としたところである。この考え方は、現在も変わらないものであり、本「基本方針」でもこの四つの視点のすべて及びそれぞれの視点における「取組の柱」の大部分を継続することとしている。

また、「(3) 現状と課題」にもあるとおり、多くの教職員が特に「教職員の負担軽減のための条件整備」及び「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」の充実を必要と考えていることから、その二つを本「基本方針」では重点として取り組むこととしている。

さらに、この四つの視点の具体的取組については、1(3)の「前『基本方針』の評価・検証及び『勤務実態調査』を踏まえた本『基本方針』の具体的取組の検討」で示したとおり、評価・検証や「勤務実態調査」を踏まえた具体的取組を策定した。

この四つの視点を組み合わせ、県教育委員会、市町村教育委員会、学校が一体となり、総合的な対策を講じていくこととする（「(県立学校、小・中学校等における) 目標達成に向けた四つの視点と具体的取組(詳細)」を参照）。

(6) フォローアップ

- ア 「勤務管理システム」、「ＩＣカード」等、客観的な在校時間の把握による各学校での教職員の健康管理への活用
- イ 「多忙化解消・負担軽減検討委員会」からの意見聴取
- ウ 教育局職員による「フォローアップ委員会」での取組状況の評価・改善

働き方改革の取組を着実に実施していくため、ア及びイにより、多忙化解消・負担軽減及び業務改善の取組を促進し、フォローアップを行う。

アについては、働き方改革の取組を着実に実施していくため、「勤務管理システム」、「ＩＣカード」等で把握した教職員の在校時間を踏まえ、各学校においては教職員の健康管理を行う。

イについては、「多忙化解消・負担軽減検討委員会」で協議し意見聴取を行う。

ウについては、アやその他の取組から把握した情報を踏まえ教育局職員による「フォローアップ委員会」において、本「基本方針」の取組状況について評価・改善を行う。

(7) 今後の進め方

県教育委員会や県立学校においては、この本「基本方針」に基づき、取組を進める。

市町村立小・中学校等については、市町村教育委員会に対し、この本「基本方針」を参考に、同様の「基本方針」の策定を促し、県教育委員会と市町村教育委員会が一体となり、全県において「学校における働き方改革」を推進する。

学校の教育活動は、教職員の協働性によって成り立っているため、学校が組織体としての機能を十分に発揮し、教育力を高めるためには、チームとして力を発揮することが求められる。このチームワークづくりは、教職員相互のより良いコミュニケーションの上に、信頼関係や協力関係を創り出す努力によって成り立つものであり、個々の教職員は、児童生徒の状況を共有し、保護者とも連携して日々の職務をチームとして行っている。そのため、例えば、諸会議や行事の運営は、チームワークづくりに必要な教職員相互のより良いコミュニケーションを創り出す機能も有していることから、チームワークづくりを進めるためには大切であり、学校の特性を踏まえ働き方改革を推進する上で単に削減のみに取り組むのではないことにも留意する。

また、「学校における働き方改革」が推進されることにより、教職員の勤務環境の改善が進むことからその推進にあたっては、労働基準法をはじめとする関係法令の趣旨に基づいて教育委員会・校長とも、教職員に対して丁寧な対応が重要なものとなる。

保護者や地域へ教職員の勤務時間についての理解を進めていくことも、併せて取組の推進には重要である。

なお、本「基本方針」の取組を進めるにあたり、優れた教職員を確保する方策についても、広い視野から取り組んでいく。

3 県立学校における目標達成に向けた四つの視点と具体的取組（詳細）

(1) 教職員の負担軽減のための条件整備【重点】

○教育条件整備を国に要望

- 【県¹（☆☆☆²）】教職員定数の改善については、令和3年度に実施した「勤務実態調査」の本県の状況を示し、教職員の負担を軽減できるよう、あらゆる機会を捉えて、国に働き掛けます。
- 【県（☆☆）】スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に対する支援の充実を図るよう、国に働き掛けます。
- 【県（☆）】障害者が働きやすい職場をつくるため、人的支援や施設改修等に係る財政措置等について、国に働き掛けます。
- 【県（一）】特別支援学校の児童生徒増に伴う過密状況（教室不足を含む）の解消に向け、教育環境の整備を計画的に進めるため、特別支援学校の設置・運営に係る財政的支援制度の充実について、国に働き掛けます。

○県として行う教育条件整備

- 【県（☆☆☆）】指導者用端末が整備されることにより、ツールとしてICTを効果的に活用し、個別最適な学びの実現とともに教員の負担軽減に資する業務の効率化を図ります。
- 【県・学校（☆☆☆）】学校におけるICT活用を円滑に進めるため、各学校からの問い合わせ（Web相談窓口）に対し、学校の実情に合わせた支援を行います。
- 【県（☆☆☆）】GIGAスクール運営支援センターを整備し、ICT支援員等と一緒に研修や相談業務を行い、学校での負担軽減及びICTの円滑な推進に向けて支援していきます。
- 【県（☆☆☆）】「未配置・未補充」解消のため、組織横断的に取り組みます。特に、産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握するとともに、未補充が生じないように、適切な後補充の配置について努力します。
- 【県（☆☆）】ペーパーレス支援ソフト、ファイル管理システムなどを学校の特性を踏まえ有効活用することで、これまでの文書処理やデータの処理の在り方の変革により、負担軽減を図ります。
- 【県（☆☆）】ICTを活用した実践事例を収集し、内部のポータルサイト等で共有を図ります。
- 【県（☆☆）】高校では、成績処理等の事務処理の効率化のため「校務支援システム」を導入しています。様式の変更に伴うシステム改修等に適切に対応し学校の校務が滞りなく遂行されるよう支援します。
また、システムの運用に際して学校の負担が生じないように、各学校の実情に応じて支援します。
特別支援学校では、指導要録等の電子化に取り組みます。

¹ 実施主体を表わす。【県】…県教育委員会、【市町村】…市町村教育委員会、【学校】…学校

² ☆は、期待される効果を表わす。☆の数が多いほど、教員の時間外在校等時間の縮減が期待できるもの、または、多くの教職員に影響するものとしている。

- 【県（☆☆）】生徒指導のスキルアップにつながる資料等をホームページ等で周知し、生徒指導に係る負担の軽減を図ります。
- 【県（☆）】生徒の実態を考慮し、引き続き少人数学級編制を推進できるよう努めます。
- 【県（☆）】デジタル採点システムの研究を進め、定期考査等の採点の効率化による負担軽減を図ります。
- 【県（☆）】県公立高校入学者選抜における電子出願の研究に取り組み、入学者選抜事務の効率化による負担軽減を図ります。
- 【県・学校（☆）】教育局・学校間においては、簡易な連絡や報告では原則としてチャット機能を活用し（チャットファースト）、事務職員、管理職等の電話対応による時間を削減します。
- 【県（☆）】夏季講習等をオンラインで共有することを指定校において研究します。このことで生徒の進路実現に資するとともに、教員の業務の効率化による負担軽減を図ります。
- 【県（☆）】優れた授業実践や指導案等の収集、整理を行い、総合教育センターのホームページ等に掲載することで、教員の教材研究や授業準備を支援します。
- 【県・学校（☆）】集団分析結果を活用した職場環境改善の取組等が進められるよう、研修会などの様々な取組を通じて各学校を支援します。また、職員室のレイアウトの工夫や紙資料の減量を推進し、ゆとりあるスペースづくり（スマート職員室）の効果について、モデル校で研究します。
- 【県（一）】引き続き、計画的に特別支援学校の教育環境整備を進めます。また、既存の学校の過密を解消するために必要な、新設校及び高校内分校の設置のほか、校舎の増設や施設の改修など既存校への対応も含め更に検討を進めます。
- 【県（一）】県立学校におけるバリアフリー化については、大規模改修工事などに合わせて進めています。今後も引き続きバリアフリーに対応した施設整備を進めていきます。

○専門職員の配置

- 【県（☆☆）】多様な児童生徒や保護者の悩みへの対応のために、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを拡充します。
- 【県（☆☆）】高校の部活動指導員について、モデル事業の状況を踏まえ、拡充します。
- 【県（☆）】家庭との対応や子供を取り巻く問題に関して、弁護士等の専門家による個別相談を実施し、教職員を支援します。

(2) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減【重点】

○教育委員会が主催する研修及び会議の見直しによる削減

- 【県（☆）】年次研修の内容について精選を行います。また、機関研修に関しては、オンラインなど、負担軽減の方法等について検討します。
- 【県（☆）】研修時のアンケートの実施について、ICTの活用による負担軽減を図ります。また、アンケートの削減も進めます。

○学校への調査や県教育委員会による訪問等の削減の推進

- 【県（☆☆）】各課が行う学校への調査については、年間本数を25%減（令和3年度比）を目標とします。また、効率的な方法（学校への発出方法を統一化、アンケートシステムによる回答、鑑文省略、簡素化等）で調査を実施します。
- 【県・学校（☆☆）】引き続き、スクラップアンドビルドを原則とし、更に年2回、教育局各課でスクラップを徹底することとします。また、各学校においても、教育効果を踏まえながら取り組みます。
- 【県（☆☆）】高校教育指導課による学校訪問では、授業視察を必須とはせず、各学校における教育課程の現状や課題、ICT活用や学習評価及び授業改善に向けた取組状況を管理職から聴取するなど、教職員の負担にならないように努めます。
特別支援教育課による学校訪問では、今後も研究授業を実施しないことを可能とし、学習指導案は略案でも可とするなど、負担軽減に継続的に取り組みます。
学校訪問では、学校からの要望等の把握についても努めます。

○教職員の専門性の観点から優先順位を付けて業務を削減

- 【県・学校（☆☆）】県として、各学校の業務改善の取組事例を収集し、管理職に対して実践事例集（「埼玉県業務改善スタンダード」）として周知します。活用の際は、学校の実情を踏まえるとともに、校内の共通理解を図ることに留意するよう管理職を指導します。
- 【県・学校（☆☆）】勤務時間開始前及び終了後に恒常的に行う教育活動がある場合には改めて検証し、その結果に応じて勤務時間を意識した勤務環境の改善に取り組むよう校長への指導・助言を行います。
- 【県（☆☆）】学校規模に応じた部活動数の精査や複数顧問による効果的な指導体制などについて、必要に応じて助言を行います。
- 【県・学校（☆☆）】各校で状況を踏まえた「ノー部活デー」を設定し、教員の負担軽減を図ります。
- 【県（☆☆）】学校の負担軽減の観点から、全課で、学校から県への提出書類の電子化を進めます。
- 【県（☆☆）】押印廃止に伴い、現在、紙で保管している公簿等について、電子化できる範囲を検討し、学校の負担軽減を図ります。
- 【県（☆☆）】令和3年度に実施した県立高校授業料等口座振替システムの改修等により、学校徴収金等の徴収について、キャッシュレス化を推進します。

- 【県（☆）】県が主催する会議、説明会等においては、実施内容を踏まえて教育局全課で動画・オンライン（５０％以上）での実施を推進し教職員の負担軽減に繋がります。また、会議資料の縮減や電子化についても対応します。
- 【県（☆）】研究団体主催の会議等においては、効率化・オンライン化など、実施方法の工夫・改善を行います。
- 【県・学校（☆）】高校の生徒募集に係る取組については、高校と中学校双方において過度な負担とならないよう配慮することが必要です。

高校の教員による中学校訪問については、引き続き、全高校で時期や回数、方法を見直すことで縮減を図ります。

また、各団体が行っている進学フェア等のイベントについて、高校の負担軽減が図られるよう、日数や開催時間の縮減、開催時期の調整等を主催団体に働き掛けていきます。
- 【県・市町村・学校（☆）】交流事業（「上級学校訪問」や「出前授業」など）を実施する場合、高校の負担に配慮して実施するよう、市町村教育委員会に働きかけます。

特に、出前授業の参加については、高校の教職員の出張を伴うなど負担が大きいことから、これまで受け入れを見合わせることでしてまいりました。今後、教職員の業務や日課等に十分配慮できる場合に限り、専門高校等の体験的な内容を伴う出前授業や高校の教育活動の説明をする場合について受け入れることができます。
- 【県（☆）】教職員の日本学生支援機構の奨学金事務負担を軽減するために、県として各学校の具体的な懸案や課題、要望の把握に努めるとともに、機構の取組状況を踏まえながら、国等へ働きかけます。
- 【県（☆）】特別支援学校で行っている警察学校研修の受入れについては、希望のない学校については、実施しない取扱いとします。
- 【県（☆）】引き続き、特別支援学校高等部入学選考における教職員の事務負担軽減を図るため、入学選考実施後に学校から状況を確認し、その内容を踏まえた取組を検討します。

(3) 教職員の健康を意識した働き方の推進

○週休日の振替や休暇等を安心して確実に取得できる職場環境の推進

- 【県(☆☆)】全ての管理職が高い意識で取り組めるよう、引き続き、管理職を対象に『働き方改革』推進研修会」を実施します。また、管理職に対しては、労働基準法や地方公務員法などの関係法令に基づき、適切な運用をする責務があることについても、機会を捉えて指導します。
- 【県(☆)】週休日の振替の原則は1日単位であることを周知し、4週につき8日の週休日を設けることを校長会議の他、学校訪問等の機会においても指導を徹底します。引き続き、週休日の振替や休暇等の取得しやすい職場環境の整備を推進します。
- 【県(☆)】休暇制度等について、国などの動向も踏まえ、日数増や取得要件を緩和します。
- 【県(☆)】引き続き、妊娠教職員の勤務軽減について拡充します。
- 【県・学校(☆)】「休暇案内」や「子育て応援ハンドブック」等を各学校で活用し、制度等の一層の周知を図るとともに、制度が利用しやすい職場環境づくりを目指します。

○労働安全衛生法に基づく職場改善

- 【県(☆)】埼玉県教育委員会安全衛生委員会の意見を積極的に取り入れながら教育委員会全体の課題として対応策を検討し取組を進めます。また、そのために、教職員の健康管理及び負担軽減等について、議事の中で十分に議論するなど、会議内容や運営などより良い委員会の在り方を検討します。
- 【県・学校(☆)】各学校の衛生委員会について、労働安全衛生法に基づく委員選出や会議の開催・運営等を徹底します。
- 【県・学校(☆)】学校の環境整備など、衛生委員会で検討した各学校からの要求については、予算措置も含め、その実現に向けて努力します。

○教職員の健康管理の推進

- 【県・学校(☆☆☆)】各校の状況を踏まえて退校時間を設定し、退校時間に対する意識を高めることにより教職員の健康管理を図ります。
- 【県・学校(☆☆)】長時間勤務や高ストレスの教職員に対して、健康管理医（全高校・特別支援学校に配置）による面接指導を勧奨するとともに、その結果に基づく適切な措置を講じます。
- 【県・学校(☆)】「学校における働き方改革基本方針」の目標達成に向けたフォローアップのため、「勤務管理システム」のデータ傾向を把握し、必要に応じて、健康管理の観点から学校を支援します。
- 【県(☆)】健康診断や人間ドックなどの受診環境の改善を進め、その趣旨に沿ったサービスの取扱いを確実に周知します。

- 【県（☆）】ストレスチェックの集団分析方法を改善し、その結果を基に衛生委員会で検討した各学校からの要求については、その実現に向けて努力します。
また、集団分析結果を活用した職場環境改善の取組が進められるよう、研修会など様々な取組を通じて各学校を支援します。
- 【県（☆）】健康不安のある教職員に対して、教育局保健師による健康相談を実施します。
また、リモートでの実施も可能とするなど、相談者のニーズに応じた相談体制を整備します。

(4) 保護者や地域の理解と連携の促進

○教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

- 【県（☆☆）】既存の組織等を活用した地域ボランティアの支援により教職員の負担を軽減します。
- 【県・学校（☆☆）】全校に電話機能を整備するとともに、学校・保護者間連絡ツール（仮称）を活用します。
- 【県・学校（☆）】ホームページや県教育委員会メッセージを掲載したリーフレットを活用し、「学校における働き方改革基本方針」の取組について、県民、保護者等の理解促進を図ります。
- 【県（☆）】これまで培ってきた地域等との連携を生かし、子供たちの実社会からの学びを充実させる取組を学校の実状も十分踏まえて、進めてまいります。
- 【県（☆）】高体連、高文連等に対し、引き続き、主催大会やコンクール等の精選や開催方法等の精査等について申し入れます。
各競技団体等に対しては、学校の働き方改革について説明し、大会参加校の縮減について理解を求めます。
また、大会等への参加が、生徒や保護者、顧問への過度な負担とならないように、「教員特殊業務手当の支給対象となる対外競技一覧」にない大会等の主催者に対して、開催についての検討を働き掛けるなど、必要な措置を講じます。
各校に対しても大会等への参加が生徒や保護者、顧問への過度の負担とならないよう、配慮を働き掛けます。

○「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定の推進

- 【県・学校（☆☆）】「ふれあいデー」を実施する際は、保護者に対して丁寧な説明を行います。
- 【県・学校（☆）】休暇取得を促進するために、「学校閉庁日」を5日以上設定します。
その際は、緊急連絡先等の周知など、緊急対応に配慮するよう働き掛けます。

○「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」の運用

- 【県・学校（☆☆）】県方針に則り各学校で定めた「学校の部活動に係る活動方針」の厳守について指導するとともに、活動状況や学校からの要望について調査を行います。
また、必要に応じて個別にフォローアップを行います。
各学校では、「学校の部活動に係る活動方針」について、生徒及び保護者へ丁寧に説明を行った上で、厳守することとします。

4 小・中学校等における目標達成に向けた四つの視点と具体的取組（詳細）

(1) 教職員の負担軽減のための条件整備【重点】

○教育条件整備

- 【県（☆☆☆）】教員の持ち時間数の削減に向け、専科指導加配・専科指導に係る非常勤講師を拡充・新設します。
- 【県（☆☆☆）】小・中学校等で全県的に実施する持ち時数調査の結果等を基に、教職員定数の改善等について、あらゆる機会を捉えて国に要望します。
- 【県・市町村（☆）】児童生徒の実態を考慮し、小学校及び中学校1年生での少人数学級編制を実施します。
- 【県（☆）】障害者が働きやすい職場をつくるため、人的支援や施設改修等に係る財政措置等について、国に働き掛けます。
- 【県・市町村（☆）】ICT活用の推進のため、各市町村教育委員会からの問い合わせ（Web相談窓口）に対し、相談に応じた支援を行います。
- 【県・学校（☆）】職場環境の改善を推進します。また、職員室のレイアウトの工夫や紙資料の減量を推進し、ゆとりあるスペースづくり（スマート職員室）の効果について県立のモデル校で研究の成果を市町村へ周知します。

○専門職員の配置

- 【県（☆☆☆）】市町村教育委員会と連携し、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を拡充します。あわせて、有効に活用するための「教員業務支援員活用事例集」を各学校へ配付します。
- 【県（☆☆）】多様な児童生徒や保護者の悩みへの対応のために、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを拡充します。
- 【県（☆☆）】部活動指導員について市町村教育委員会の要望を踏まえながら、拡充します。

○業務の効率化の推進

- 【県・市町村（☆☆）】市町村教育委員会に対し、成績処理や指導要録等の事務処理に係る負担軽減のためのICTの活用を推進するために、「校務支援システム」に関する先行事例の紹介や、その導入について働き掛けます。
- 【県・市町村（☆☆）】ICTを活用した授業等の実践事例を収集し、ICT教育推進課資料サイト等で共有を図ります。
- 【県（☆☆）】生徒指導のスキルアップにつながる資料等をホームページ等で周知し、生徒指導に係る負担の軽減を図ります。
- 【県・市町村（☆）】進路指導における負担軽減に向けた検討を行うとともに、キャリアパスポートについて先行事例等を紹介するなど学校の業務の効率化を推進します。
- 【県（☆）】学校支援コミュニケーションサイト内等にページを作成し、学習指導案や教材等を関係者で共有し、授業準備等に掛ける時間を削減し、事務の効率化を図ります。

(2) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減【重点】

○県教育委員会が主催する研修及び会議の見直しによる縮減

- 【県（☆）】年次研修の機関研修に関しては、オンライン化を推進し、負担軽減の方法等について検討します。また、研修時間の確保を図るとともに、研修内容を精選します。
- 【県・市町村（☆）】市町村教育委員会が独自に行っている年次研修に関して、県主催の各研修と内容の重複がある場合、内容の縮小や見直し、実施方法の工夫について働きかけます。

○学校への調査等の縮減の推進

- 【県（☆☆☆）】各課が行う学校への調査については、年間本数を25%減（令和3年度比）とします。また、効率的な方法（アンケートシステムによる回答、鑑文省略、簡素化等）で調査を実施します。
- 【県・学校（☆☆☆）】引き続き、スクラップアンドビルドを原則とし、更に年2回、各課からスクラップを行うこととします。また、各学校においても、スクラップアンドビルドを徹底します。
- 【県・市町村（☆）】市町村教育委員会の要請に基づく教育事務所による学校訪問について、学校の負担を考慮して過度な応対は必要ない旨や訪問の際の資料等の簡略化、学校の業務状況へ配慮を徹底するように働きかけます。
- 【県・市町村（☆）】調査研究事業等で学校へアンケートを実施する際には、既に実施されている調査や公表数値等を活用するなど調査回数や項目の縮小や見直しを行います。

○関係団体等が主催する大会、コンクール等の縮減の要請

- 【県・市町村（☆☆）】各市町村で実施されている体育的行事については、児童生徒や教職員の健康や安全に配慮し、大会の厳選や大会までの取組を含めた実施運営上の見直しを検討するように働きかけます。
- 【県・市町村（☆）】各種教科団体等が行う文化的行事や展覧会等について、縮減、廃止等の見直しをするよう働きかけます。また、市町村教育委員会が実施する文化的行事や展覧会等についても、同様に見直すように働きかけます。
- 【県・市町村（☆）】各市町村や各種関係団体に対し、週休日等を実施される大会や記録会等において、安易に学校職員を運営要員としないよう求めるとともに、大会や記録会等の縮減を含んだ負担軽減を図るよう働きかけます。

○デジタルツールの活用推進による業務削減・業務改善

- 【県・市町村・学校（☆☆）】県、市町村教育委員会、学校間の各種事務手続きの電子化を推進します。
- 【県（☆）】県主催の会議等においては、教員の専門性を生かした時間をしっかり確保できるよう教育局全課で新たに実施基準を設け、動画・オンライン（５０％以上）での実施を各学校の実情に配慮しながら推進します。また、会議資料の縮減や電子化についても対応します。
- 【県・市町村（☆）】研究団体主催の会議等の効率化・オンライン化の推進を働き掛けます。

○埼玉県業務改善スタンダードの周知・活用と各学校における取組の推進

- 【県・市町村・学校（☆☆☆）】市町村教育委員会及び各学校の管理職に対し「埼玉県業務改善スタンダード」を広く周知するとともに各学校の実情に応じて活用するよう働き掛けます。
- 【学校（☆☆☆）】各学校で行われる業前活動（部活動の朝練習を含む）について始業前には原則行わないなど見直すよう働き掛けます。
- 【県・市町村（☆☆☆）】「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に係る部活動の地域移行について研究を進めます。
- 【学校（☆☆）】学校規模に応じた部活動数の精査及び複数顧問制による効果的な指導の推進について市町村教育委員会に働き掛けます。
- 【県・市町村・学校（☆☆）】各学校で「ノー部活デー」を設定し、教員の負担軽減を図ります。

(3) 教職員の健康を意識した働き方の推進

○週休日の振替や休暇等の取りやすい職場環境の整備

- 【県・市町村（☆☆☆）】産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握するとともに、関係課と連携し未補充が生じないよう、適切な後補充の配置について努力します。
- 【県・市町村・学校（☆☆）】毎年度、服務を監督する市町村教育委員会担当者を対象に「『働き方改革』推進研修会」を実施します。
- 【県・市町村・学校（☆）】週休日の振替や休暇等が確実に取れるよう、振替の原則は1日単位であることを周知し、4週につき8日の週休日を設けることを徹底するよう市町村教育委員会へ働き掛けます。
- 【県・市町村（☆）】休暇制度等について、国の動向なども踏まえ、日数増や取得要件を緩和します。
- 【県・市町村・学校（☆）】教職員に対して「育児・介護の支援ガイドブック」等を配布し、職場全体における育児や介護、傷病の支援に係る意識啓発を促し、働きやすい職場環境づくりを目指すとともに、押印廃止を進めることなど取得手続の簡略化を検討し、随時実施します。
- 【県・市町村（☆）】妊娠教職員の勤務軽減の改善に向けて努力します。

○教職員の健康管理の推進

- 【県・市町村・学校（☆☆☆）】業務改善を進めながら各学校で教職員の最終退校時刻を設定し、教職員の健康管理を図るよう市町村教育委員会へ働き掛けます。
- 【県（☆☆）】市町村教育委員会に対し、勤務が長時間となっている教職員に産業医等による面接指導の勧奨を働き掛けます。
- 【県・市町村（☆☆）】市町村教育委員会に設置した負担軽減検討委員会における負担軽減の取組事例を市町村教育委員会事務局職員へ周知し、積極的な活用について働き掛けます。
- 【県・市町村（☆）】市町村教育委員会に対し、ストレスチェックの集団分析方法、結果についての情報提供を行います。
- 【県・市町村・学校（☆）】客観的な勤務管理のデータ傾向把握により、教育局職員が学校を訪問し、個別具体的に管理職を支援・指導します。
- 【県・市町村（☆）】市町村教育委員会に対し、先行事例の紹介や業務改善会議の導入への働き掛けを行い、小・中学校等へ業務改善会議を普及します。
- 【県（☆）】業務改善会議等を含め業務改善の取組を実効性のあるものにするために、業務改善推進コーディネーターの育成を図ります。

○労働安全衛生法に基づく職場改善

- 【県・市町村（☆）】市町村教育委員会に対し、埼玉県教育委員会安全衛生委員会の活動状況等の情報提供を行います。
- 【県・市町村・学校（☆）】市町村教育委員会に対し、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制を整備するよう働き掛けるとともに体制整備に向けた情報提供を行います。

(4) 保護者や地域の理解と連携の促進

○教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

- 【県・市町村・学校（☆☆）】登下校の児童生徒の見守り活動や勤務時間前の校内見守り等について、地域と連携した取組を行うよう市町村教育委員会へ働きかけます。
- 【県（☆☆）】「地域とともにある学校づくり」への転換を図るため、コミュニティ・スクールフォーラム等を開催します。
- 【県・市町村（☆☆）】市町村教育委員会に対し、勤務時間外の電話対応に係る教職員の負担軽減に向け留守番電話の設置・活用や、学校・保護者間の連絡手段のデジタル化の体制整備について働きかけます。
- 【県・市町村・学校（☆）】ホームページや県教育委員会メッセージを掲載したリーフレットを活用し、「学校における働き方改革基本方針」の取組について、保護者や地域の理解促進を図ります。学校は、ホームページ等を活用することで保護者・地域への理解促進を図ります。
- 【県・市町村・学校（☆）】学校運営協議会において「学校における働き方改革」について共通理解を図り、家庭・地域と学校が協力して働き方改革について取り組むよう働きかけます。
- 【県・市町村・学校（☆）】地域の行事等への教職員の参加について、負担軽減のための精選や工夫を行うよう働きかけます。
- 【県（☆）】小・中体連、各連盟等を通じて各競技団体に大会やコンクール等の精査・縮減等について申し入れます。また、大会やコンクール等への参加について、参加することが生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、参加する大会やコンクール等を精査することについて、市町村教育委員会を通して各学校へ働きかけます。

○「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定の推進

- 【県・市町村・学校（☆☆）】市町村教育委員会に対し、「ふれあいデー」に関する趣旨を確実に周知するとともに、実施状況を適切に把握し、適正に実施するよう引き続き働きかけます。また、保護者や地域に対しても丁寧な説明を行うように働きかけます。
- 【県・市町村（☆）】市町村教育委員会に対し、全ての学校で「学校閉庁日」を5日以上設定するよう働きかけます。また、緊急連絡先等の周知など、緊急対応に支障がないように配慮するよう働きかけます。

○「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」の推進

- 【県（☆☆）】市町村教育委員会に対し、生徒及び教職員の心身のバランスの取れた生活を推進するため、生徒及び保護者に県方針を踏まえ定めた「学校の部活動の在り方に関する方針」の意義について丁寧に説明を行ったうえで厳守するよう働きかけます。また、部活動実施状況調査を行い、活動に課題が見られる市町村に対し、フォローアップを行います。